



Contents

P2 フォトギャラリー

P3 トピックス

- (1) 「金融庁における政策評価に関する基本計画」の策定について
- (2) 「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等（期間：平成 29 年 4 月 1 日～同年 6 月 30 日）
- (3) 障がい者等に配慮した取組みに関するアンケート調査の結果について
- (4) 「少額短期保険業者の経過措置に関する有識者会議」について
- (5) 金融庁の組織の見直しについて
- (6) 金融庁の平成 30 年度税制改正要望について

P11 皆さんご注意下さい！ & 情報提供のお願い

P14 金融庁ウェブサイトの中でアクセス数の多いページ

P15 お知らせ

フォトギャラリー

平成 29 年 8 月 2 日（水）・3 日（木）の 2 日間にわたり、子ども霞が関見学デー「金融庁へ GO!」を開催し、39 名の小中学生と 38 名の保護者・引率者に参加していただきました。

当日は、金融庁の組織についてや、暮らしや経済に関わりの深いお金の流れについての勉強会を実施したほか、日本の金融について研究にきているグローバル金融連携センターの연구원の方々との意見交換を行いました。子どもたちからも、積極的に多くの質問が出ていました。大臣室では、大臣の椅子に座って記念撮影を行いました。いずれも、子どもたちや保護者・引率者から好評でした。



当日の様子



グローバル金融連携センターの연구원と記念撮影



「金融ってなあ〜に？」の勉強



大臣の椅子に座って記念撮影

トピックス

(1)「金融庁における政策評価に関する基本計画」の策定について

金融庁では、行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づき、平成 29 年 8 月 1 日、「金融庁における政策評価に関する基本計画（計画期間：平成 29 年度～33 年度）」を策定し、同日に公表しました。

基本計画は、以下の考え方に基づいて実施し、実績評価は、「[金融庁における政策評価に関する基本計画（29 年 8 月）](#)」別添 2 の「実績評価における基本政策・施策等一覧」に沿って行います。

○「基本政策」として以下を策定

- I. 金融システムの安定と金融仲介機能の発揮
- II. 利用者の保護と利用者利便の向上
- III. 市場の公正性・透明性と活力の向上

※ これらの「基本政策」は、それ自体が金融行政の最終目標というよりも、「企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生を増大」という金融行政の「究極的な目標」を達成するための「手段」と位置付けることが適切。

※ 金融庁は、発足の当初、自らの任務を「金融システムの安定」、「利用者の保護」、「市場の公正性・透明性の確保」の 3 つとしてきたが、これらは「究極的な目標」の達成のための必要条件であり、今後は、金融行政の目標については視野を広げ、

- ・「金融システムの安定と金融仲介機能の発揮の両立」
- ・「利用者保護と利用者利便の両立」
- ・「市場の公正性・透明性と活力の両立」

の実現を通じて、「究極的な目標」を目指すことが求められていると考えられる。

○ 上記の「基本政策」に関係する課題に横断的に対応するための「横断的施策」として以下を策定

1. IT 技術の進展等の環境変化を踏まえた戦略的な対応
2. 業務継続体制の確立と災害への対応
3. その他の横断的施策

○ 上記の「基本政策」と「横断的施策」を実施する上での基礎となる「金融庁の行政運営・組織の改革」として以下を策定

1. 金融庁のガバナンスの改善と総合政策機能の強化
2. 検査・監督の見直し
3. 金融行政を担う人材育成等

なお、基本計画の策定に当たっては、客観性等を確保し、評価の質を高めるため有識者の方々から成る「第 26 回政策評価に関する有識者会議（平成 29 年 6 月 26 日開催）」においてご意見をいただいております。

(2)「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等(期間:平成 29 年4月 1 日～同年6月 30 日)

金融サービス利用者相談室（以下「相談室」という。）に寄せられた利用者からの相談件数や主な相談事例等のポイント等については、四半期毎に公表しています。平成 29 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日までの間（以下「今期」という。）における相談等の受付状況及び特徴等は、以下のとおりです。

1. 今期は、8,289 件の相談等が寄せられています。1 日当たりの受付件数は平均 134 件となっており、平成 29 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間（以下「前期」という。）の実績 133 件と、ほぼ同水準となっています。

2. 分野別の受付件数としては、預金・融資等に関する相談等の受付件数 2,366 件（構成比 29%）、保険商品等に関する相談等の受付件数 1,975 件（同 24%）、投資商品等に関する相談等の受付件数 2,218 件（同 27%）、貸金等に関する相談等の受付件数 1,263 件（同 15%）、金融行政一般・その他に対する意見・要望等の受付件数 467 件（同 6%）となっています。

3. 分野別の特徴等について

- (1) 預金・融資等については、前期と、ほぼ同水準となっています。
- (2) 保険商品等については、前期に比べて、やや減少しています。
- (3) 投資商品等については、前期と、ほぼ同水準となっています。なお、詐欺的な投資勧誘に関するものが 133 件あり、そのうち 84 件が何らかの被害があったものとなっています。年齢がわかるもの（93 件）のうち、60 代が 21 件（23%）、70 代が 18 件（19%）、80 代以上が 12 件（13%）と高齢者についての相談が大部分を占めています。
- (4) 貸金等については、前期に比べて、大幅に増加しています。

4. 利用者の皆様から寄せられた相談等は、利用者全体の保護や利便性向上の観点から検査・監督部門の金融モニタリングにおいて活用しています。

今期に受け付けた情報提供のうち、以下のものなどについて、金融機関等に対するヒアリングや検証等、金融行政を行う上での貴重な情報として活用しています。

- (1) 預金取扱金融機関によるリスク性商品等の販売時における顧客への説明態勢に関するもの
- (2) 預金取扱金融機関における不適切な顧客対応に関するもの
- (3) 預金取扱金融機関の融資業務における担保の取扱いに関するもの
- (4) いわゆる貸し渋り・貸し剥がしや貸出条件変更に関するもの
- (5) 預金取扱金融機関の個人情報の取扱いに関するもの
- (6) 預金取扱金融機関における口座凍結等に関するもの
- (7) 保険会社の保険金等の支払いに関するもの
- (8) 保険募集人等の不適正な行為（重要事項の不十分な説明、手続に関する不適切な案内・対応、名義借り等）に関するもの
- (9) システム障害に関するもの
- (10) 無登録営業に関するもの
- (11) 金融商品取引業者の不適正な行為（高齢者に対する不適正な勧誘、ホームページを閉鎖し電話に出ない等）に関するもの
- (12) 金融商品取引業者によるリスク性商品等の販売時における顧客への説明態勢に関するもの
- (13) いわゆる集団投資スキームを利用した法令違反のおそれのある行為に関するもの
- (14) 金融商品取引業者とのインターネット経由での取引に関するもの

前期における情報の活用状況は以下のとおりです。

- ・ 金融機関等に対するヒアリングや検証等に際して、131 の金融機関等については相談室に寄せられた情報を参考としています。

5. 利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等

寄せられた相談等のうち利用者の皆様に注意喚起する必要がある事例等について、以下のとおり「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」として公表していますので、ご参照ください。

(1) 預金・融資等に関する相談事例及びアドバイス等

「免許の確認、預金保険制度に関する相談等」

「本人確認に関する相談等」

「盗難・偽造キャッシュカードに関する相談等」

「振り込め詐欺救済制度に関する相談等」

「特約付定期預金等に関する相談等」

「融資に関する相談等」

(2) 保険商品等に関する相談事例及びアドバイス等

「保険内容の顧客説明に関する相談等」

「告知義務に関する相談等」

「保険契約に関する相談等」

「保険金の支払に関する相談等」

「少額短期保険業者に関する相談等」

「保険契約者の保護に関する相談等」

(3) 投資商品等に関する相談事例及びアドバイス等

「金融商品の購入に関する相談等」

「投資信託の購入に関する相談等」

「外国為替証拠金取引に関する相談等」

「未公開株式の取引に関する相談等」

「自社発行未公開株に関する相談等」

「ファンドに関する相談等」

「金融商品取引業者（旧証券取引法上の証券会社）との取引に関する相談等」

「金融商品取引業の登録に関する相談等」

「株券の電子化に関する相談等」

「投資者保護制度に関する相談等」

「社債に関する相談等」

(4) 貸金等に関する相談事例及びアドバイス等

「違法な金融業者からの借入れに関する相談等」

「強引な取立てに関する相談等」

「取引履歴の開示に関する相談等」

「返済条件の変更に関する相談等」

「金利引下げに関する相談等」

「総量規制に関する相談等」

「都道府県登録業者に関する相談等」

「完済後の書面交付に関する相談等」

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[報道発表資料](#)」から、「[金融サービス利用者相談室](#)」における相談等の受付状況等（期間：平成 29 年 4 月 1 日～同年 6 月 30 日）（平成 29 年 8 月 2 日）にアクセスしてください。

金融庁及び証券取引等監視委員会では、金融庁や証券取引等監視委員会又はこれらを連想させる組織を騙った業者等の情報収集をしています。もし、そのような業者から連絡等があった場合には、

- ・金融庁金融サービス利用者相談室

0570-016811（ナビダイヤル）、IP 電話からは 03-5251-6811

- ・証券取引等監視委員会の情報受付窓口

0570-00-3581（ナビダイヤル）、IP 電話からは 03-3581-9909

に情報提供をお願いいたします。

その他、金融庁のウェブサイト（「[金融の仕組みや金融商品などの解説](#)」）では、金融サービスを利用する皆様にご注意いただきたい情報を掲載しています。

(3)障がい者等に配慮した取組みに関するアンケート調査の結果について

金融庁では、金融機関に対し障がい者等に配慮した取組みを要請しているところですが、その取組み状況を把握するため、各金融機関に対し、平成 29 年 3 月末時点での障がい者等に配慮した取組み状況についてアンケート調査を行い、その結果を 8 月 10 日に公表しました。

主な調査結果は以下のとおりです。

1. 視覚障がい者対応 A T M の設置率について

ハンドセット方式等の視覚障がい者が自ら操作できる機能がある視覚障がい者対応 A T M の設置台数の割合は、全金融機関で約 86%です。

【業態ごとの内訳】

主要行等 約 91%（うち都市銀行等 約 98%）、信託銀行 100%、地方銀行等 約 79%、第二地方銀行 約 78%、信用金庫 約 85%、信用組合 約 85%、労働金庫 約 93%、農漁協等 約 83%

2. 預金取引に係る自筆困難者への代筆に関する内部規定の整備状況について

預金取引に係る代筆規定を「策定済み」と回答のあった金融機関の業態ごとの割合は、次のとおりです。

【業態ごとの内訳】

主要行等 100%【100%】（うち都市銀行等 100%【100%】）、信託銀行 100%【100%】、その他の銀行 50%【約 67%】、地方銀行等 100%【100%】、第二地方銀行 100%【100%】、信用金庫 100%【約 100%】、信用組合 100%【約 99%】、労働金庫 100%【100%】、農漁協等 約 100%【100%】

注：【 】内の数値は、規定を策定済みの先のうち、職員による代筆規定の整備率

3. 本人確認及び認証システムの開発段階における視覚障がい者との協議等

各金融機関は、障がいをお持ちの方々の利便性が高まるよう、A T M の本人確認及び認証システムの開発の際に障がい者の方の意見を取り入れています。実績等の一例は次のとおりです。

- ・視覚障がい者団体からの要望を取り入れ、A T M のあるすべての店舗に視覚障がい者対応 A T M（ハンドセット方式）を設置。
- ・ハンドセット方式の A T M を導入する際、視覚障がい者からの要望を受け、ハンドセットの場所を案内する内容の点字シールを A T M 画面付近の左右 2 か所に貼付し対応。

- ・試行段階で視覚障がい者に実際に利用していただき、意見を伺った上で、視覚障がい者対応のATMを導入。
- ・ATMメーカーが、開発時に該当機器を視覚障がい者施設に設置し、実際の意見を取り入れている。
- ・お客さま相談センターを窓口とし、お客さまからのご要望・ご意見をもとに商品・サービスや業務の改善に取り組んでおり、視覚障がい者の方からの意見を積極的に反映。
- ・視覚障がい者向けATMの導入時に、ATMベンダーを介して、視覚障がい者の要望・意見を把握し、利便性の向上に取り組んでいる。

【参考】アンケート対象金融機関数

- ◎主要行等 10 行（みずほ銀行、三井住友銀行、三菱東京UFJ銀行、りそな銀行、ゆうちょ銀行（以上5行をもって「都市銀行等」という。）、あおぞら銀行、新生銀行、セブン銀行、SMB C信託銀行、イオン銀行）
- ◎信託銀行 5 行（三井住友信託銀行、野村信託銀行、みずほ信託銀行、三菱UFJ信託銀行、オリックス銀行）
- ◎その他の銀行 6 行（楽天銀行、ジャパンネット銀行、ソニー銀行、住信 SBI ネット銀行、じぶん銀行、大和ネクスト銀行）
- ◎地方銀行等 65 行（地方銀行協会加盟行、埼玉りそな銀行）
- ◎第二地方銀行 41 行（第二地方銀行協会加盟行）
- ◎信用金庫 264 金庫
- ◎信用組合 151 組合
- ◎労働金庫 13 金庫
- ◎農漁協等 796 組合（信農連、信漁連、農協、漁協）

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[報道発表資料](#)」から、「[障がい者等に配慮した取組みに関するアンケート調査の結果について（速報値）](#)」（平成 29 年 8 月 10 日）にアクセスしてください。なお、ウェブサイトに掲載した資料については、テキスト形式のものもございますので、読み上げソフトをお使いの方はそちらもご利用ください。

(4)「少額短期保険業者の経過措置に関する有識者会議」について

平成 17 年保険業法改正により制度が創設された少額短期保険業者については、それまで共済事業を行っていた者に関して、激変緩和のため、保険引受けの上限金額に経過措置が規定されました。

この経過措置は、平成 24 年保険業法改正により一度延長され、平成 30 年 3 月末にその期限が到来することとなっています。

こうした中、金融庁は、

- ・少額短期保険業者の経過措置の取扱い
- ・延長する場合の経過措置の内容

を議論することを目的として「少額短期保険業者の経過措置に関する有識者会議」を設置し、審議を行いました。その中で、日本少額短期保険協会や経過措置を適用している少額短期保険業者から経過措置に関する要望を聴取し、隣接業界からも意見を聴取しました。

先日（9 月 14 日（木））、有識者会議の報告書が取りまとめられ、公表されたところです。具体的には、

- ・経過措置の期間を 5 年間延長し、
- ・既契約については、原則、30 年 3 月末時点の保険金額以下での更新等を認め、
- ・新規契約については、上限金額を一律本則の 2 倍とする、

といった内容になっています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[審議会・研究会等](#)」の中の「[少額短期保険業者の経過措置に関する有識者会議](#)」にアクセスしてください。

(5) 金融庁の組織の見直しについて

1. 見直しの背景

金融庁発足当時の課題であった不良債権問題等は収束し、現在では金融行政の抱える課題も、金融仲介機能の一層の発揮や家計の安定的な資産形成の促進、技術革新等に対応する制度設計などへと変化しています。こうした新しい課題に的確に対応する観点から、今般、金融庁の組織の見直しを行うこととしました。

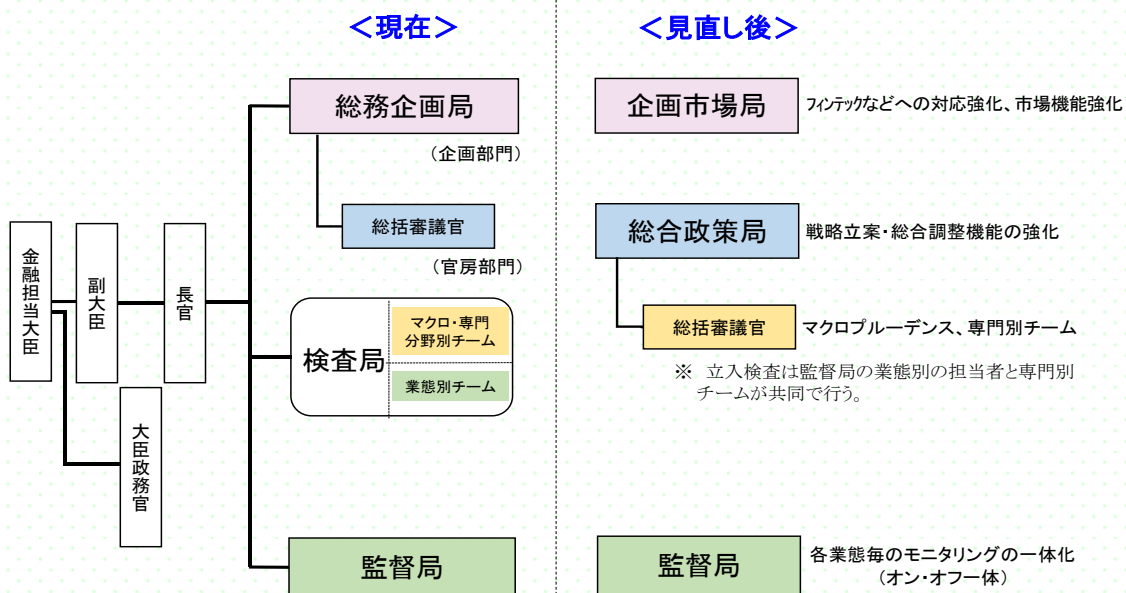
2. 見直しの内容

具体的には、以下の図の様に、

- ① 金融行政を俯瞰し、全庁的な金融行政の戦略立案や総合調整を行う機能を強化するとともに、金融システム全体のリスクや業態横断的な課題に対応するため、市場分析やIT、リスク管理等の専門分野別チームの機能を強化する（総合政策局の設置）
- ② フィンテックや市場機能の強化など、技術の進展等に応じた制度等の施策の企画能力を一層強化する（企画市場局の設置）
- ③ 各金融機関との継続的な対話を可能とするため、検査（オンサイト）の業態別チームと監督局（オフサイト）を一体化する（監督局）

といった観点から見直しを行うものです。

8月末には、こうした内容を盛り込んだ平成 30 年度機構・定員要求を行ったところであり、来年夏の見直しの実施に向けて、今後、関係当局との協議等を進めていきます。



※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[予算・決算](#)」から「[平成 30 年度機構・定員、予算要求について](#)」にアクセスしてください。

(6) 金融庁の平成 30 年度税制改正要望について

金融庁では、平成 29 年 8 月 31 日に「平成 30 年度税制改正要望項目」をとりまとめて公表するとともに、要望書を財務省・総務省に提出しました。

今回の税制改正要望においては、金融行政における諸課題を踏まえ、

1. 家計の安定的な資産形成の実現
2. 金融のグローバル化への対応
3. その他の重要項目

の 3 つの柱を中心として、要望項目のとりまとめを行いました。

主な項目の内容は、以下のとおりです。

1. 家計の安定的な資産形成の実現

(1) NISA 等の利便性向上・充実

NISA は、家計の安定的な資産形成と経済成長に必要な成長資金の供給拡大の両立を図ることを目的として、平成 26 年 1 月より導入された制度です。平成 30 年 1 月からは、少額で長期・分散・積立投資を行うことにより、家計の安定的な資産形成を一層支援するため導入された、つみたて NISA がスタートします。

NISA の利用状況としては、平成 29 年 3 月末時点で、口座開設数が約 1,000 万口座、買付金額が約 10.5 兆円となるなど、着実に普及が進む一方で、口座開設以降一度も買付けが行われていない口座が相当数にのぼるなど、稼働率の向上が課題となっています。一度も買付けが行われない理由の一つとして、現在、投資家が NISA 口座の開設を申し込んでも、当日には買付けができないことから（税務当局において二重口座でないことの確認が必要。）、2 回目の来店までに買付け意欲を失い、結果的に買付けが行われないことが挙げられます。

このため、NISA の更なる普及・促進を図る観点から、NISA の口座開設申込時に即日での買付けを可能とすることなど、NISA 等の利便性向上のための所要の措置を要望しています。

(2) 公募投資信託の内外二重課税の調整

公募投資信託等が海外の資産に投資している場合、そこから得られる配当等に対して外国で課税が行われます（外国税）。この公募投資信託等が、国内の投資家に分配金を支払う際に国内で課される源泉所得税の課税にあたっては、支払った外国税を控除する仕組みがないことから、国内と国外で二重に課税が発生しています（内外二重課税）。

一方、諸外国においては、公募投資信託等を経由して支払った外国税を、投資家が支払う所得税から控除できる仕組みが整えられており、我が国においても、二重課税を排除できる仕組みを設けることを要望しています。

(3) 金融所得課税の一体化

個人投資家の市場参加を促すためには、多様な金融商品に投資しやすい環境を整備することが重要です。このため、金融庁では、金融商品に係る損益通算範囲の拡大を要望しています。

具体的には、平成 28 年 1 月より、損益通算の範囲が上場株式等に加え、特定公社債等にまで拡大されたところですが、昨年に引き続き、損益通算範囲をデリバティブ取引や預貯金等についても拡大することを要望しています。

2. 金融のグローバル化への対応

(1) 外国子会社合算税制（CFC 税制）に係る所要の措置

外国子会社合算税制（Controlled Foreign Company Taxation、CFC 税制）とは、国内の親会社の所得を実質的活動を伴わない外国子会社に移転させることにより行われる租税回避に対処するため、当該外国子会社の所得を国内の親会社の所得に合算して課税する制度をいいます。

平成 29 年度税制改正において、CFC 税制については、日本企業の海外進出を促進しつつ、租税回避に有効に対処できるよう見直しが行われました。しかし、海外の様々なビジネスの実態を踏まえれば、金融機関の一部の業務の取扱いについて、引き続き検討する必要があります。例えば、海外の金融持株会社については、租税回避目的がないにも関わらず、外国政府の出資規制のため合算対象となってしまうケースがあり、このような場合について所要の措置を講じる必要があると考えられます。

このため、本邦金融機関の海外進出を阻害しないよう、金融機関におけるビジネスの実態を踏まえた所要の措置を講じることを要望しています。

(2) 店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の非課税

金融機関同士が行う店頭デリバティブ取引については、差入れられた証拠金に利子を付するのが通例となっています。諸外国においては、当該利子に係る源泉徴収は不要とされていますが、わが国では源泉徴収の対象とされていたため、平成 27 年度税制改正において、諸外国とのイコールフットイングを図る観点から、外国金融機関が国内金融機関に差入れた証拠金に係る利子を非課税とする措置が講じられました。

しかしながら、当該措置は平成 30 年 3 月 31 日までの時限措置とされているため、当該措置の恒久化又は延長することを要望しています。

3. その他の重要項目

(1) 生命保険料控除制度の充実

生命保険料控除制度は、所得税額・個人住民税額の計算上、支払った生命保険料のうち、一定の金額の所得控除を可能とする制度です。

国民の自助・自立のための環境整備の観点から、社会保障制度の見直しに应运じて、生命保険料控除制度を拡充していくことが必要であることから、①所得税法上及び地方税法上の一般生命・介護医療・個人年金の各保険料控除の最高限度額の引上げ②所得税法上の保険料控除の合計適用限度額の引上げを要望しております。

(2) 上場株式等の相続税に係る見直し

相続財産となった上場株式等は、原則として相続時点の時価で評価することとされており、価格変動リスクが考慮されておられません。

この点、価格変動リスクの低い預金や債券などの他の資産と比べて不利になっており、家計資産の多くは高齢者によって保有されている中、相続税によって高齢者の資産選択に歪みを与えているとの指摘もあるため、こうした上場株式等の相続税の見直しを要望しています。

以上を含め、国税・地方税合わせて 20 項目の要望を行っています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[報道発表資料](#)」から「[金融庁の平成 30 年度税制改正要望について](#)」（平成 29 年 8 月 31 日）にアクセスしてください。

皆さんご注意ください！ & 情報提供のお願い

(1) その「もうけ話」、大丈夫ですか？ 詐欺的な投資勧誘にご注意を！

「未公開株」や「ファンド」取引に関する詐欺的な投資勧誘が多発しています。くれぐれもご注意ください！

実際に投資を行うかどうかの判断は、取引内容を十分に理解した上で行うことが重要です。少しでも不審に思った場合には、取引を見合わせることを含めて、慎重に対応することをお勧めします。

「未公開株」や「私募債」の取引に関するご注意

一般的に、幅広い投資家に「未公開株」や「私募債」の取引の勧誘が行われることは、考えられません。



- ・ こうした取引の勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関与しないようにしてください。

金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った投資勧誘等に関するご注意

金融庁や証券取引等監視委員会の職員が、電話等により、投資に関して情報提供やアドバイスをすることや、民間の業者等に対する投資に関与することは一切ありません。



- ・ こうした取引の勧誘は、いわゆる劇場型の投資詐欺等であり、絶対に関与しないようにしてください。

「ファンド（組合など）」取引に関するご注意

法律上、幅広い投資家に対して、組合などファンドへの出資の勧誘を行えるのは、金融庁（財務局）の登録・届出を受けた業者に限られます。



- ・ これ以外の者が勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関与しないようにしてください。
- ・ ただし、登録や届出を行っている業者についても、金融庁・財務局が、その業者の信用力等を保証するものではありません。登録業者等からファンドへの出資の勧誘等を受けた場合でも、その業者の信用力を慎重に見極めるとともに、取引内容を十分に理解した上で、投資を行うかどうかの判断をすることが重要です。

◎ 金融庁ウェブサイトでは、より詳しい情報や、勧誘を行う業者が金融庁（財務局）の登録を受けているかを確認できます。



[免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)（金融庁ウェブサイト）

◎ なお、金融庁（財務局）の登録を受けている業者であっても、

- ・その信用力などが保証されているものではありません。
- ・「元本保証」「絶対に儲かる」などと説明して勧誘することは、禁じられています。
- ・詳細は下記ウェブサイトにアクセスしてください。



[詐欺的な投資勧誘等にご注意ください！](#)（金融庁ウェブサイト）

不審な勧誘を受けた場合には、金融庁金融サービス利用者相談室に情報をご提供下さい。

◆金融庁金融サービス利用者相談室（受付時間：平日 10 時～17 時）

電話（ナビダイヤル）：0570-016811

※ I P 電話からは、03-5251-6811 におかけください。

F A X : 03-3506-6699

（2）皆様からの情報提供が市場を守ります！

（イ）情報提供窓口

[証券取引等監視委員会](#)では、資料・情報収集の一環として、広く一般の皆様から、「相場操縦」や「内部者取引」、「風説の流布」といった個別銘柄に関する情報、「有価証券報告書等の虚偽記載」や「疑わしいファイナンス」といった発行体に関する情報、「金融商品取引業者による不正行為等」に関する情報、「疑わしい金融商品・ファンドなどの募集」に関する情報など、市場において不正が疑われるような情報の提供を電話や郵送、F A X、インターネット等により受け付けています。寄せられた情報は、各種調査・検査や日常的な市場監視を行う場合の有用な情報として活用しています。

（注）個別のトラブル処理・調査等の依頼につきましては対応していませんので、ご了承ください。

◆証券取引等監視委員会 情報提供窓口

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

直 通：0570-00-3581（ナビダイヤル）

※ I P 電話等からは、03-3581-9909におかけください。

代 表：03-3506-6000（内線3091、3093）

F A X : 03-5251-2136

郵送（共通）：〒100-8922

東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

公正な市場を守るため、
あなたの情報提供を
待っています。

相場操縦
インサイダー取引
投資詐欺
金融商品の不適切な勧誘
ディスクロージャー違反

証券取引等の不正に関する情報提供は、こちらまでお願いします。

0570-00-3581 ☎ 03-3581-9909
<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

郵送・FAX の場合はこちらまで 〒100-8922 東京都千代田区霞が関 3-2-1 中央会館庁舎第 7 号館 FAX: 03-5251-2136
 証券取引等監視委員会とは国の機関です。情報提供者のプライバシーは厳守します。

SESC 証券取引等監視委員会
 Securities and Exchange Surveillance Commission
 "for investors with investors"

(ロ) 年金運用ホットライン

平成 24 年 4 月より、年金運用の分野に関し、実名で情報提供いただける方を対象とする専用の窓口（年金運用ホットライン）を設置し、投資運用業者による疑わしい運用等の情報等、幅広い情報の収集に努めています。特に詳細な情報提供を頂ける場合、「年金運用の専門家」が対応いたします。これら専用の窓口も、是非ご利用下さい。

◆証券取引等監視委員会 年金運用ホットライン

<http://www.fsa.go.jp/sesc/support/pension.htm>

直 通：03-3506-6627

電子メール：pension-hotline@fsa.go.jp

(ハ) 公益通報・相談窓口

公益通報者保護法の公益通報に関する専用の窓口を設置し、電話による相談の対応も行っています。

◆証券取引等監視委員会 公益通報・相談窓口

<http://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki.htm>

直 通：03-3581-9854

FAX：03-5251-2198

電子メール：koueki-tsuho.sesc@fsa.go.jp

金融庁ウェブサイトの中でアクセス数の多いページ

このコーナーは、平成 29 年 8 月の「報道発表」から特にアクセス数の多かったページを掲載しています（多い順）。なお、過去のアクセス数の多いページをご覧になりたい方は、金融庁ウェブサイトの[アクセス数の多いページ（過去の情報等）](#)にアクセスしてください。

- [免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)
- [株式会社クロニクルに係る有価証券報告書等の虚偽記載に対する課徴金納付命令の決定について](#)
- [審判手続状況一覧](#)
- [平成 29 年度課徴金納付命令等一覧](#)
- [課徴金制度について](#)
- [課徴金関係法令・訓令](#)
- [「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択し、取組方針を公表した金融事業者のリストの公表（第1回）について](#)
- [NISA 口座をお持ちの方へ：ご利用の金融機関にマイナンバーの告知をお願いします。9 月末までの手続きがスムーズです。](#)
- [顧客本位の業務運営に関する原則](#)
- [金融庁について](#)

お知らせ

(1)金融行政モニターについて

金融行政に関するご意見・ご提言・ご批判などをお聞かせください!!

金融庁においては、外部の皆様からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しております。

平成 27 年 9 月に公表した「平成 27 事務年度 金融行政方針」に基づき、金融庁が金融行政を遂行するに当たり、金融を取り巻く内外の環境変化に遅れをとらず、先取りする態勢を構築する観点から、金融行政に対する率直な意見・提言や批判等を金融行政に継続的に反映させる仕組みを構築するため、「金融行政モニター」を 1 月 29 日に設置いたしました。

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしておりましたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいところのご指摘もあるところです。このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家（以下、6 名）が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「金融行政モニター受付窓口」を設置することとし、寄せられたご意見等（匿名の場合であっても提出していただくことができます。）を金融行政に反映できる仕組みを構築しました。

また、引き続き、金融庁に対して直接ご意見等を提出して頂くための「金融行政ご意見受付窓口」も設置いたします。

金融庁においては、外部からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しておりますので、これらの窓口を積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

金融行政モニター委員（敬称略）

井上 聡 弁護士（長島・大野・常松法律事務所パートナー）

翁 百合 (株)日本総合研究所 副理事長

神田 秀樹 学習院大学法務研究科教授

永沢 裕美子 フォスター・フォーラム（良質な金融商品を育てる会）事務局長

米山 高生 東京経済大学経営学部教授

和仁 亮裕 弁護士（伊藤見富法律事務所シニア・カウンセラー）

金融行政モニターについて

金融行政に関するご意見・ご提言・ご批判などをお聞かせください!!

金融庁においては、外部の皆様からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しております。

目的

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしておりましたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見を言うことは難しいとのご指摘もあるところです。このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家(以下、6名)が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「**金融行政モニター受付窓口**」を設置することとし、寄せられたご意見等を金融行政に反映できる仕組みを構築しました。

また、引き続き、金融庁に対して直接ご意見等を提出して頂くための「**金融行政ご意見受付窓口**」も設置いたします。

金融庁においては、外部からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しておりますので、これらの窓口を積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

モニター委員

井上 聡	弁護士(長島・大野・常松法律事務所パートナー)	(敬称略)
翁 百合	株式会社総合研究所 副理事長	
神田 秀樹	学習院大学法務研究科教授	
永沢 裕美子	フォスター・フォーラム(良質な金融商品を育てる会)事務局長	
米山 高生	東京経済大学経営学部教授	
和仁 亮裕	弁護士(伊藤見富法律事務所シニア・カウンセラー)	

窓口のご案内

このような方々からのご意見等をお待ちしております。

金融行政にご意見等をお持ちの方

事業会社

学識経験者
シンクタンク

金融機関及び
その職員

金融庁に対し、
直接ご意見等の提出を望む場合

ご意見等の提出

金融行政モニター委員に対し、
直接ご意見等の提出を望む場合

金融行政ご意見受付窓口

URL: <http://www.fsa.go.jp/monitor/gvouseigoiken.html>

ご意見等提出方法: 電話、FAX、ウェブサイト、郵送

電話番号: 0570-052100(ナビダイヤル)

(IP電話は、03-3501-2100)

FAX番号: 03-3506-6699

ウェブサイト: 上記URL参照

郵送先:

〒100-8967 東京都千代田区霞ヶ関3-2-1

金融庁金融サービス利用者相談室

「金融行政ご意見受付窓口」

金融行政モニター受付窓口

URL: <http://www.fsa.go.jp/monitor/gvouseimonitor.html>

ご意見等提出方法: 電子メール

電子メールアドレス:

kinyugyouseimonitor@fsa.go.jp

※ 英語でのご意見等も受け付けております。

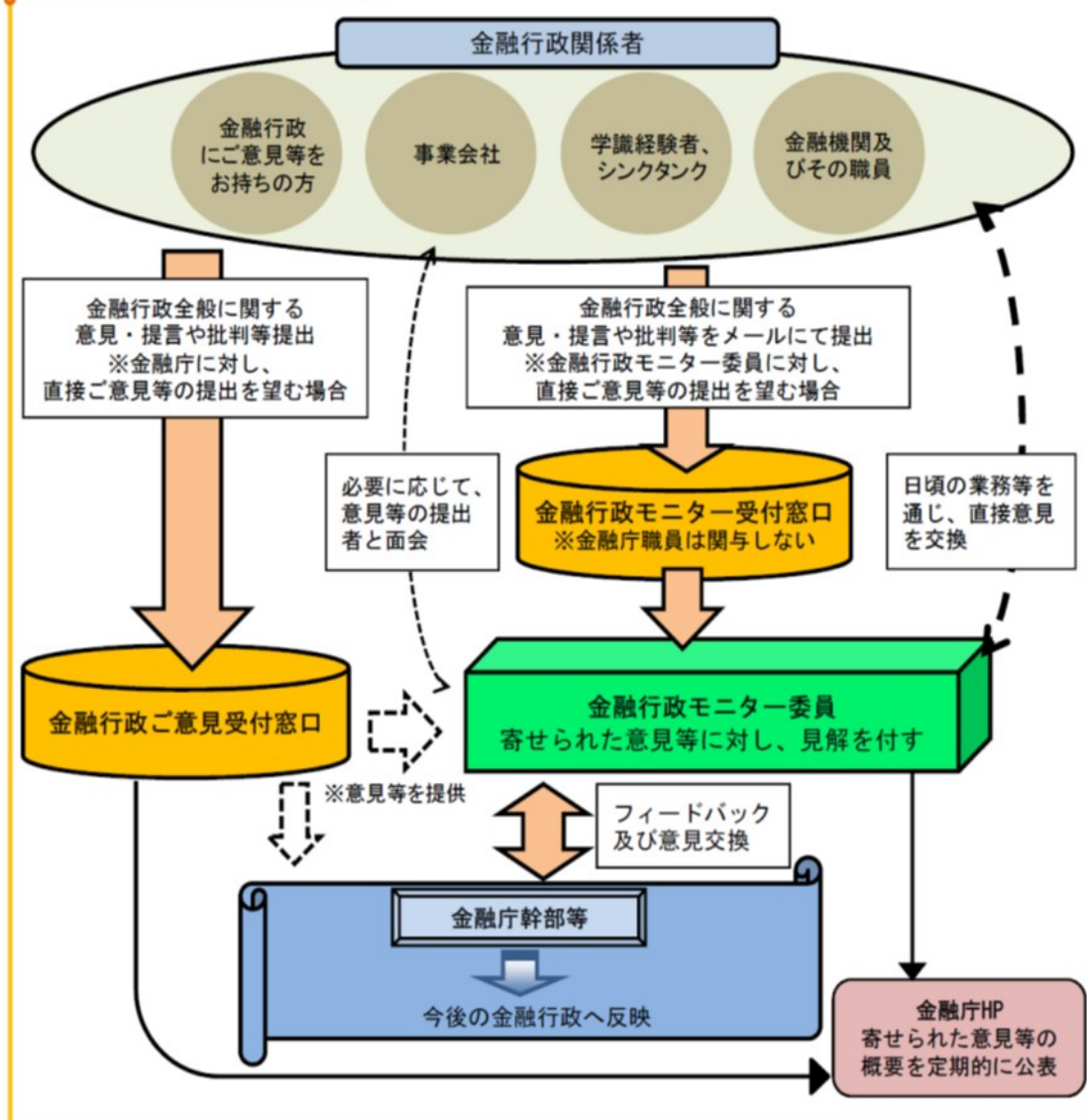
金融行政モニター



金融行政モニター委員宛にいただいたご意見等の取扱い等

- 金融行政モニター委員宛にいただいたご意見等については、金融庁職員が関与することなく、金融行政モニター委員に直接届けられ、ご意見等の提出者の同意がない限り、金融庁職員が閲覧することはありません。（いただいたご意見等については、金融行政モニター委員及びその補佐を行うために特別に任用されたスタッフ以外には伝達しない等、金融庁の規則を定め、厳正かつ適切な守秘義務を課しております。また、匿名の場合であってもご意見等を提出していただくことができます。）
- いただいたご意見等は、金融行政モニター委員の見解が付された上で、金融庁幹部職員等へフィードバックされた後、今後のよりよい金融行政の遂行のため活用させていただきます。
- 金融行政モニター制度の実効性・透明性を図る観点から、いただいたご意見等のうち、主な意見等の概要を定期的に公表いたします。なお、公表にあたっては、ご意見等の提出者の同意があるものだけに限り公表し、所属組織や個人等に係る情報は非公表といたします。

金融行政モニターの流れ



お問い合わせ先 金融庁総務企画局政策課
金融サービス利用者相談室
Tel 0570-052100(ナビダイヤル)
(IP電話は、03-3501-2100)

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[金融行政モニター](#)」にアクセスしてください。

(2) 中小企業等金融円滑化相談窓口

各財務局・財務事務所に中小企業等金融円滑化相談窓口を設置しています。どうぞご遠慮なく、ご相談ください。

●以下のような点について、ご質問・ご相談等はございませんか。

1. 中小企業金融円滑化法の期限到来後における金融機関や金融庁・財務局の対応
2. 借入れや返済について、取引金融機関との間でお困りのこと
3. 経営改善や事業再生に関する中小企業支援策の内容

●各財務局・財務事務所の担当職員が、皆様のさまざまなご質問やご相談等にお答えいたします。また、助言等も積極的に行います。

●ご相談内容に応じて専門の機関をご紹介します。

《受付時間》

平日 9 時～16 時

※お問い合わせ先については、「[ご相談は財務局・財務事務所の金融円滑化窓口へ！～中小企業等金融円滑化相談窓口のご案内～](#)」にアクセスしてください。

(3) 東日本大震災関連情報

金融庁では、引き続き、以下を窓口として「東日本大震災関連情報」を提供しています。

◆金融庁ウェブサイト

「東日本大震災関連情報」

(URL:<http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103.html>)

「金融機関等の相談窓口一覧」

(URL:<http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103/20110325-1.html>)

◆金融庁携帯サイト

「★東日本大震災関連情報」

(URL : <http://www.fsa.go.jp/m/quake/jishin.html>)



(4) メール配信サービスのお知らせ

金融庁、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会の各ウェブサイトでは、メール配信サービス（日本語版・英語版）を行っています。

メールアドレスを登録していただきますと、

- 金融庁からは、毎月発行しているアクセス F S A や、日々発表される各種報道発表など、
- 証券取引等監視委員会からは、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報や、証券取引等監視委員会の問題意識等のメッセージなど、
- 公認会計士・監査審査会からは、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの新着情報など
- 調達情報からは、調達情報サイトに掲載された金融庁の入札広告等の調達情報が、登録いただいたメールアドレスに配信されます。

御希望の方は、この機会に下記からアクセスして登録してください！

	日本語版	英語版
金融庁	<u>「新着情報メール配信サービス」</u>	<u>Subscribing to E-mail Information Service</u>
証券取引等監視委員会	<u>「メールマガジン配信サービス」</u>	<u>Subscribing to E-mail Information Service</u>
公認会計士・監査審査会	<u>「新着情報メール配信サービス」</u>	<u>Subscribing to E-mail Information Service</u>
調達情報	<u>「調達情報メール配信サービス」</u>	—

